

平 成 2 0 年 第 5 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 2 0 年 第 5 回 箕面市教育委員会定例会会議録

1 . 日 時 平成 2 0 年 5 月 1 3 日 (火) 午後 2 時 3 0 分

1 . 場 所 箕面市役所 本館 3 階 委員会室

1 . 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委 員 長 職 務 代 理 者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君

1 . 付議案件説明者

教 育 長 職 務 代 理 者	重 松 剛 君
教 育 次 長	森 田 雅 彦 君
教 育 推 進 部 長	奥 山 勉 君
子 ど も 部 長	井 上 隆 志 君
生 涯 学 習 部 長	
教 育 推 進 部 総 務 次 長	稲 野 公 一 君
兼 次 長 (教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当)	
兼 教 育 政 策 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	若 狭 周 二 君
(学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当)	
兼 学 校 教 育 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	森 井 國 央 君
(教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当)	
兼 教 職 員 課 長	
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長	中 村 信 隆 君
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長	
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長	
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 田 正 記 君
学 校 管 理 課 長	岩 永 幸 博 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	加 賀 康 弘 君
子 ど も 政 策 課 長	森 本 博 一 君
子 ど も 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ど も 部 専 任 参 事	津 田 善 寿 君
(幼 稚 園 担 当)	
子 ど も 部 専 任 参 事	荒 木 啓 雄 君
(債 権 担 当)	
生 涯 学 習 課 長	小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 参 事	河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事	
(生 涯 学 習 事 業 担 当)	大 浜 訓 子 君
中 央 図 書 館 長	江 口 寛 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 田 卓 司 君

1 . 出席事務局職員

教 育 政 策 課 担 当 主 査	高 橋 勝 代 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市体育指導委員に関する規則改正の件
- 日程第 3 箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する
条例施行規則改正の件
- 日程第 4 箕面市私立幼稚園児の保護者補助金交付要綱改正の
件
- 日程第 5 箕面市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の
件
- 日程第 7 箕面市人権教育推進会議開催要綱制定の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 9 平成20年第4回箕面市教育委員会定例会会議録の
承認を求める件
- 日程第10 教育長職務代理者の報告

(午後2時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成20年第5回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は3名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第28号「箕面市体育指導委員に関する規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部スポーツ振興課長に求めます。

スポーツ振興課長(吉田卓司君) : 本件は、箕面市体育指導委員の職務を明確にするとともに、地域におけるスポーツ活動の推進体制を整備するため、本規則の一部改正を提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

んか。

- 委員（白石裕君）： 体育指導委員になられる方は、もちろんスポーツがかなりできる方でなければならないと思うのですが、どの程度の方がなっているのでしょうか。

スポーツ振興課長（吉田卓司君）： 現在、委嘱人員を選考中です。昭和30年代から体育指導委員制度の導入をしましたが、学校の教師、または、スポーツに秀でている方を委嘱し続けてきた経過があります。これからは地域におけるニーズが非常に高まっているので、地域で顔の見える方、地域団体と連携ができる方を重視して選考しているところです。必ずしもスポーツに秀でていることを選考基準の最重点に置いているわけではなく、地域でいろんな活動を連携して、地域団体の皆さんとともに地域スポーツの振興を図っていただける人材を委嘱するために選考中です。

- 委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第28号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第3、議案第29号「箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則改正の件」、日程第4、議案第30号「箕面市私立幼稚園児の保護者補助金交付要綱改正の件」及び、日程第5、議案第31号「箕面市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の件」並びに、日程第6、議案第32号「箕面市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の件」は関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認め、一括審議することとします。

議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼稚園担当専任参事に求めます。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）： 議案第29号については、平成20年度の幼稚園就園奨励費補助金の国の補助金額等の改定に伴い、本規則の一部改正を提案するものです。議案第30号については、先の規則にかかる補助区分にかかる規定及び関係規定を整備するため、本要綱の一部改正を提案するものです。議案第31号については、平成20年度にかかる国の幼稚園就園奨励費補助金額等の改定に伴い、本要綱の一部改正を提案するものです。議案第32号については、平成20年度にかかる

国の幼稚園就園奨励費補助金額等の改定に伴い、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員（白石裕君）：幼稚園教育は、学校教育の重要な位置付けを与えられてきていることはよくわかります。その意味で、補助金の引き上げは行われているのだらうと思います。質問ですが、１点目は、金品による補助なのでしょうか。２点目は、使途については、保護者の自由になるのか、教えてください。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）：１点目については、就園奨励費補助金については、設置者補助となり、私立幼稚園の設置者が入園料・保育料を減免する、その補填分として補助金を支払います。現実には、設置者としては減免せず、市から納金されたお金を直接保護者の銀行口座に入金しています。また、保護者補助金については、保護者に直接、年２回に分け、４月から９月分までの上半期分を１０月に、下半期分を３月に口座に入金しています。２点目については、市として、また、この制度としては、幼稚園の振興が目的ですので、本来は、保育料、入園金に補填すべきものだと思いますが、１０月や３月に入金され、毎月お支払いしているわけではありませんので、保護者の意識としては、後で、保育料や入園料が返ってくるようなものとなっているのではないかと思います。

- 委員長（小川修一君）：他に、ないようですので、議案第２９号、議案第３０号及び議案第３１号並びに議案第３２号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第７、議案第３３号「箕面市人権教育推進会議開催要綱制定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部人権教育課長に求めます。

人権教育課長（笹川実千代君）：本件は、平成１２年に制定した箕面市人権教育基本方針の着実な推進を図るため、現行の教育長訓達に基づき、箕面市人権教育推進会議を開催していますが、教育委員会事務局も委員となり、市民の皆様や関係機関と同じ扱いでしたが、市民の皆様などの助言等をいただく会議として位置付けを見直すために、新規制定として、本要綱の制定を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員（坂口一美君）：会議の人選について、市民公募の基準はどういったものになるのでしょうか。

人権教育課長（笹川実千代君）：任期については2年です。もみじだよりで募集して、箕面市の人権教育に関する作文の提出、そして、面談をして選出します。なお、他の推進会議メンバーの人選は、従来の要綱と同様に学識経験者、各種人権団体などの推薦により、選出しています。

教育推進部長（森田雅彦君）：現在の要綱に基づき、公募をさせていただきました。これからの会議については、この要綱の主旨を引き継ぎ、会議を開催していきたいと考えています。

- 委員（坂口一美君）：この議案を議決してから人選となるのではないのですか。

- 教育次長（重松剛君）：箕面市人権教育推進会議開催要綱は以前からありました。しかし、その会議には、別表にあります、学識経験者や各団体が推薦する方、市民公募により選出された方、そして、教育委員会事務局課長級以上の職員全員が入った非常に大きな会議でした。そこで、職員は事務局として入ることとし、学識経験者や各団体が推薦する方、市民公募により選出された方に入っていただく基本的な考え方は変えずに、この要綱を引き継ぐものとして、全部改正する考え方で、新たに制定するものとして提案させていただいています。ご指摘のとおり、議決された段階ではじめて、この名称に基づく委員になっていただく、名称変更をさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

- 委員（白石裕君）：事務局職員がメンバーにならないということは、自由にトークしていただくなどのそれなり意味があることだと理解していいのでしょうか。また、この会議が作成した報告書の内容について、守らないといけない義務があるのか。教育委員会としては、提出されたものをできるだけ尊重して、実施を考えていくのか。そのことに触れているところがないのですが、そのあたりはいかがですか。

- 教育次長（重松剛君）：現在、教育委員会が所管している要綱を順次見直ししようとしています。この会議の要綱は、事務局課長級以上の人数と市民委員が10人ほどとなりますと、圧倒的に職員の方が多くなります。職員がそこまで出ることなく、市民委員さんや学識経験者の意見を聞きながら、必要に応じて、事務局職員が出席する。例えば、

図書館のことを委員さんが聞きたいと言われたら、図書館の職員を呼んでおく。基本的には、事務局としては、人権教育課を中心とした小さいボリュームで担っておくべきだと思っています。教育委員会事務局は、諮問のように、第2条にある検討事項について、意見をいただく。職員が自由に発言をするためではなく、学識経験者などの委員さんが自由に発言していただくために、事務局はサポートするように。組織をすっきりさせるということです。2点目の報告についてですが、検討していただいた事項についての報告をいただいたら、教育委員会事務局としては、それを尊重する、諮問と答申の関係と同じように尊重すると考えていただきたらと思います。

- 委員長(小川修一君) : 今回により、この推進会議がより円滑にまた、中身が濃いものになることを願うのですが、このメンバーに現場の状況を吸収しようとする意図があると思うのですが、学校や幼稚園、保育所においての人権教育がどのようになっているのかを吸い上げようとしている意図がみられるのですが、義務教育だけではなく、高等学校にまで及ぶような考え方はないのですか。

人権教育課長(笹川実千代君) : 人権教育推進会議の中で、「はじけるころ」という情報誌を通して各学校園の人権教育の状況を広く伝えていこうと、会議の委員さんを中心に、調査研究活動として、この情報誌のための取材をしています。昨年度は、委員さんの「高校ではどうなっているのか」という意見により、高校に取材に行かせていただきました。また、地域の活動にも取材に行かせていただいています。

- 委員長(小川修一君) : 近隣には、支援学校もあります。障害のある方々への人権をあわせて検討していくのであれば、それはそれで実を結ぶのではないかと思います。運営上、事務局が企画、進行をすることがあるのですから、その点も留意しながら行っはどうかと思います。

- 委員長(小川修一君) : 他にないようですので、議案第33号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第8、報告第19号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(稲野公一君) : 本件は、かねてから病気療養中の職員

の分限休職期間が去る４月３０日をもって満了しましたが、主治医から引き続き療養する旨の診断書が提出されたため、地方公務員法第２１８条第２項第１号の規定により、分限休職処分を発令する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第６条第１号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第２項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第１９号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に、日程第９、報告第２０号「平成２０年第４回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。
- 教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、去る４月１５日に開催されました平成２０年第４回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第４条の規定により提案するものです。
- 委員長（小川修一君）：この件に関して、質問、意見はありませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第２０号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第１０、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者 教育次長に報告を求めます。
- 教育次長（重松剛君）：（議案書６５頁により報告）

平成２０年度大阪府都市教育長協議会定例総会・４月定例会について

４月２４日にアウィーナ大阪で開催されました。平成１９年度の事業

報告、決算報告、そして、平成20年度の活動方針と予算案について提案され、いずれも承認されました。

平成20年度近畿都市教育長協議会定期総会について

5月1日にホテルニューアワジで開催されました。平成19年度の決算報告と平成20年度の予算案について提案され、承認されました。

教育推進部の行事について

5日に6校目の民間委託となった萱野北小学校の給食試食会を行いました。7日に小学校の入学式、8日に中学校の入学式と、とどろみの森学園の入学式がありました。22日に、全国学力・学習状況調査を実施し、無事終了しました。

子ども部の行事について

1日に保育所の入所・進級式。10日に幼稚園の入園式がありました。4月13日は、公立保育所としての桜保育所が、民営化により、教育委員会と保護者がともに「ありがとう桜保育所38年間」として記念事業を行いました。23日には、こども会育成協議会の総会と青少年指導員連絡協議会の総会がありました。

生涯学習部の行事について

体育指導委員の体制替えをしていますが、東部で総合型地域スポーツクラブの設立準備会のために、具体的に事業を行っています。また、第52回春季市民体育大会が始まっています。

- 委員長（小川修一君）：この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。
- 委員（坂口一美君）：萱野北小学校の給食試食会での保護者の反応などを教えてください。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：当日出席し、111名の参加がありました。各保護者の方の意見をお聞きしましたが、非常に好反応で、かなり喜んでいただいているように私は思いました。
- 委員（坂口一美君）：111名の参加というのは、多いのでしょうか。これはすべて保護者ですか。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：保護者と児童です。ほぼ想定した人数です。
- 委員長（小川修一君）：他の学校と比べて、何か特別なことをしましたか。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：4月11日に予定していた献立を用意しました。特別に想定した工夫はありません。
- 委員（白石裕君）：学校教育法が改正されて、栄養教諭が入りました

が、給食が民間委託になっても、栄養教諭を市として今後も採用されるのでしょうか。

教育推進部長（森田雅彦君）： 栄養教諭については、今まで府費の栄養士が所定の単位を取得して、府の認定を受けて学校に配置されています。子どもたちは、学校給食を中心にマナーや栄養の大切さを学びますので、この栄養教諭が担任の先生と連携をとって、食教育を、学校教育活動全般の中で、特に給食の時間等を使って子どもたちに指導していきます。これから順次、今の栄養士が栄養教諭の資格を取っていただきます。新しい人を配置するのではなく、今いる栄養士が資格を取って、栄養教諭となって子どもたちの指導にあたります。

- 教育次長（重松剛君）： 栄養教諭は府の栄養士が栄養教諭になっていきます。今、箕面市の配置基準は7人です。止々呂美は北小学校で作っていますので、小学校で給食調理を実施しているのは12校です。大阪府内で栄養士を箕面市だけが全12校に配置しています。府費で7人、市費で5人です。それは民間委託したから栄養士がいらないのではなく、民間委託するからこそ、栄養士がきちんと栄養管理もしていくし、食育基本法をどう実践していくかなどは、非常に大事なことです。箕面市は全校に栄養士を配置することを方針としています。
- 委員長（小川修一君）： 教育の全般にわたって他市と比較することはよくあって、上を見ればきりがありませんが、我々、教育に携わるものとしては、自慢すべきところもあれば、足りないところもあると思います。両面合わせて、委員会全体が前進できるように願っています。
- 委員長（小川修一君）： 他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。各委員から教育行政に係ること何かご意見等がありますか。
- 委員（白石裕君）： 4月に聞くべきだったのですが、4月に新しい事務局体制が紹介されました。債権担当専任参事が新設されたのですが、この参事の仕事について確認したいのですが。
- 債権担当専任参事（荒木啓雄君）： 私が担当するのは、子ども部が所管している保育所保育料、学童保育料、幼稚園授業料の収納対策です。具体的には、まず、収納に係るマニュアルを債権ごとに丁寧に作っていきます。そして、収納に係る督促、催告、さらには強制執行に関しての関係法令を十分遵守しながら、コンプライアンスの確立された収納体制を確立していこうと考えています。ご承知のとおり、昨年、税務課で滞納情報が入ったフロッピーディスクが紛失した事件がありました。いくら収納率を上げてても個人情報の取り扱いを間違えれば、元も子もなくな

ってしまうことがあります。この反省を基に、子ども部の収納対策においては、個人情報の保護を徹底していきます。さらには、関係法令に基づく実施手順をきっちり整理して、コンプライアンスに裏打ちされた実施手順を考えています。その先には収納率が自ずと上がっていくと、私たちは考えています。なお、子ども部が所管している各事業は、幼児の心身の健全な発展に欠かせない幼児教育であり、保育所保育料、学童保育料、幼稚園授業料については、それらの貴重な財源となっています。その財源になっているものの収納率が下がってきますと、幼児福祉事業そのものの質的低下を招きかねないと危惧されます。よって、まずは、コンプライアンスに確立されたマニュアルを作って、それに基づき、具体的に収納率を上げていこうと考えています。具体的な目標としては、大きな目標を掲げていますが、年々滞納額が減っていくといわれている収納率、現年については98%、過年度については24%を目標に掲げ具体に取り組んでいきます。昨今の厳しい財政事情の中でも、ほとんどの方が、納期限内に納付いただいていることを前提に、納期限内に納めないで滞納されている方、こちらがいくらアプローチさせていただいてもなしのつぶて、あるいは、なにがしの行政への不満を理由に納付されない、その納付に誠意がみられない方については、きっちりと滞納処分や差し押さえを含めて、取り組んでいこうと思っています。

- 委員（白石裕君）：学校給食費は対象になるのですか。
- 債権担当専任参事（荒木啓雄君）：私は、子ども部の専任参事ですので、学校給食費は学校管理課所管になります。所属している担当主査が兼務していますので、併せてサポートさせていただくことになりますが、直接的には取り扱いはしていません。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：学校給食費においても、債権担当の担当主査と連携してこれから回収等に取り組んでいく予定です。
- 委員（白石裕君）：教育委員会もかつてないような、考えられないような役割をしなければならないと痛感しました。ある程度しっかりしたルールを作っておかないと、いろいろと難しい問題が出てくるのではないかと思います。
- 子ども部長（奥山勉君）：滞納問題については、保育所保育料も含めていろいろなところで課題になっています。大阪府内でもかなりの額があり、箕面市内でも3,000万円から4,000万円の滞納があります。ほとんどの方がきっちりと納めてくださっています。この間は日常業務の中で、担当課が、保育所保育料であれば、幼児育成課が行っていました。保育所入所事務も行いながら、一方で、滞納対策。分納計画や

誓約書を出していただいても、追いかけていくシステムができていませんでした。そのようなこともあり、今年度は、集中的に専門セクションにおいて、関連する債権を一括管理することで、強硬手段を執ることが目的ではありませんが、分納計画や誓約書を出していただいて、それをフォローアップすることを含めて、道筋をきちっとつけていくように、2人の専任職員を置いて動いていきます。すでに動いている部分もありますが、今年度をもって、一定の道筋をつけていこうと。茨木市では、保育所保育料の滞納については、差し押さえまでされている事例も数例あります。そのようなことで納付意識を喚起させていただくこともありますので、そのようなことも含めて、成果を上げていきたいと思っています。いつまでもセクションとしてあるものではなく、ある程度短期間勝負と考えていますので、この1年間で成果と道筋をつけていきたいと考えています。

- 委員長（小川修一君）：事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案6件、報告2件は、すべて議了しました。
- 委員長（小川修一君）：本日は、いわゆる教育三法の改正として、本年4月から施行された改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」への対応について、若干、意見交換したいと思います。この法律は、我々教育委員会にとっては、まさに憲法ともいうべきもので、その設置根拠や組織のあり方を定義したものです。まずは、今回の法改正の趣旨や内容について、事務局から説明してください。

教育政策課長（稲野公一君）：今回の法改正は、約60年ぶりに改正された平成18年の教育基本法改正を受け、その具体化を図るため、学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法とともに、教育関連三法の改正として、施行されたものです。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨ですが、教育基本法の改正や中央教育審議会の答申等を踏まえ、大きく5点について、所要の改正をされたものです。その5点とは、まず1点目、教育委員会の責任体制の明確化、2点目、教育委員会の体制の充実、3点目、教育における地方分権の推進、4点目、国の責任の果たし方、5点目、私立学校に関する教育行政です。次に、改正の主な内容ですが、5点の改正のうち、市町村の教育委員会に直接的に関係が出てくるのは、最初の3点ですので、その3点について、説明します。まず1点目は、教育委員会の責任体制の明確化です。今回の改正では、地方教育行政の理念を

法に明記するとともに、教育長に委任できない事務を明確化して、教育委員会自ら管理執行する必要がある事項を規定されました。また、教育委員会の活動について、学識経験者の知見を活用して、活動状況の点検・評価を行い、議会へ報告するとともに、公表しなければならないこととされました。次に２点目は、教育委員会の体制の充実です。市町村は、近隣市町村との教育委員会の共同設置等による連携、指導主事の設置を努力義務化、文部科学大臣や都道府県教育委員会が教育委員に対する研修を実施する等による体制の充実が規定されました。最後に３点目は、教育における地方分権の推進です。一般市も条例で教育委員を６名以上にできる数の弾力化、教育委員への保護者選任の義務化、スポーツ及び文化に関する事務を条例で市長が自ら執行することができる所掌の弾力化等が規定されました。

- 委員長（小川修一君）： 今、教育の曲がり角の一つでもあると思うのですが、常に教育問題は、世の注目を浴びていますし、子どもを預かっているという立場の中で、教育の在り方を常に見つめながら行政を進めていくべきであることは、言うまでもない訳ですが、その基本のバイブルと考えられる教育基本法の理念を受けて、いろいろと規定が改正されていますが、今、箕面市教育委員会として、具体的な対応をしていかななくてはならない事項は、どれになりますか。

教育政策課長（稲野公一君）： 先程の３点に分けて説明します。まず、１点目の教育委員会の責任体制の明確化の部分では、教育長に委任できない事務が明確化されましたが、本市では「教育長に対する事務委任規則」として、従来から、教育長に委任できない事務を明示していますので、基本的に対応する必要はありません。ただし、法第２６条第２項第４号で、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。」は、委任できないこととされましたので、この部分については、規則改正や具体的な人事異動の際の対応方法を検討していく必要があると考えています。なお、このことについては、昨年度から、大阪府教育委員会や、大阪府を通じて文部科学省に問い合わせしていますが、いまだ明確な回答がないため、具体的な対応ができていません。また、最も大きな変更点として、法第２７条が追加され、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。」という規定がなされましたので、これへの対応を現在、検討しているところ

ろです。次に２点目の教育委員会の体制の充実の部分では、本市では事務局に指導主事を配置しており、他市町村との連携・協力や研修についても、大阪府都市教育委員会連絡協議会や豊能地区教育委員会連絡協議会などで、定期的を実施していますので、特段の対応は必要ないものと考えています。次に３点目の教育における地方分権の推進の部分では、教育委員の数を６名以上にしたり、スポーツ及び文化に関する事務を市長が自ら執行することができることについては、それぞれ条例で定める必要があり、いま特段、そのような意見・指摘もありませんので、現時点ですぐに具体的な対応をするようなことはないと考えています。また、教育委員への保護者選任が義務化されましたが、本市では、現在、保護者の委員さんがおられますので、これもクリアしているため、対応は必要ありません。従って、いま早急な対応が必要なのは、１点目の教育委員会の活動を点検・評価し、報告書を作成して、議会報告、市民に公表をしていくことと考えています。

○委員長（小川修一君）： 当面对応していかなければならないことを認識しておかなければならないと思います。国の考え方がいまいち明確になっていないということがあるのですが、教育委員会の評価については取り組んでいかなければならないことだと思います。少し、ずれるかもしれませんが、教育委員会委員の人数を６名以上にできるとあるのですが、これについては、我々心を痛めているところです。本来ですと５名でありながら、３名しかいないことは教育委員会の事務や対外的なことについても、何らかの方法を講じていただくことをしかるべきところをお願いせざるを得ないという状況であることを痛感しています。

○委員（白石裕君）： 今の事務局の説明のとおり、当面は、教育委員会活動の点検・評価に取り組まなければならないのですが、今までやったことがないことなので大変だと思うのですが、一つ確認しておく必要があるかと思います。委員長がおっしゃったように、教育委員会と教育委員会事務局は違うものです。教育委員会の活動となると我々３人の活動とも理解できるのです。事務局は教育委員会事務局となります。ですから、教育委員会の点検・活動を評価するとなった場合に、おそらく一体のものとして、政策を作った人は考えたと思いますが、実際は分けて考える必要がある。そうすると、教育委員会の現在の体制について、評価委員は、何とかしろとクレームをつけると思います。事務局のやり方、事務局と我々教育委員の関係、その３点を抑えておかなければ、ごちゃごちゃになると思うので、その点をしっかり押さ

えて評価して欲しいと思うのが、1点。また、始まったばかりなので、わからないのですが、一体何をどういう形で評価するのか。教育委員会だけについて言えば、我々に権限が強く与えられることになりましたが、与えられて間もない。権限も行使のしようがない。そのようなときに何もしていないとなれば、おかしいですね。然るべくタイムラグを考慮していただきたい。事務局はよくやっていますが、狭義の教育委員会としてみれば、かなり批判の対象となると思われますが、それはいいのですが、きっちりと区分して、それぞれの職務を明確にした上で評価していただかないと、いずれ相対評価になったり、将来に役立つ評価にもつながっていかないと思いますので、点検評価について、モデルがないということですから、大変だと思うのですが、モデル作りを事務局としてどう考えているのか教えていただきたい。

教育政策課長（稲野公一君）： 1点目の教育委員のみの評価となるのかという位置付けをどう考えるかということですが、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項には、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い・・・」とありますが、その「事務」の後に括弧書きで「前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）」と規定されていますので、教育委員の活動だけでなく、事務局あるいは、教育長から一般職員に委任されている事務を含めて全てを評価の対象にすると第27条に明記されています。従って、昨年度は何回、教育委員会会議を開いたか、教育委員会として、視察や研修などの取組を行ったかなども、活動の内容になると思いますし、それ以外に個別の担当ごとに取り組んでいる、いろんな施策や事業についても教育委員会の前年度の活動、事業の管理及び執行だと思しますので、委員会そのものの活動と、事務局の具体の取組を整理していきたいと思っています。また、委員にも見ていただきますが、自ら、一定の点検・評価をする必要があるかと思います。それに対して、外部の学識経験者の知見を活用して、外部の目から点検・評価していただくスタイルを考えています。委員にも学識経験者の方との意見交換等も評価という点では取り組んでいく必要があるのではないかと考えており、その作業を準備しています。従って、内容についても、ご指摘のありましたとおり、各市町村、あるいは地方分権ですので、自由に考えてということですので、決算のイメージで、前年度の結果について、評価、集約をして、それに対して点検・評価をいただくスタイ

ルでと考えています。

- 委員(坂口一美君) : 今の説明のとおりの方方向性でよいと思いますが、学識経験者の知見を活用して、点検・評価するとされていますが、教育委員会の1年間の活動を点検・評価する方を新たをお願いしなければならないのですが、こういった方にどれぐらいの人数でなどの具体的なものについては、どのように考えていますか。大阪府では、5名ほどになると聞いていますし、学識経験者の中に会計士がおられ、教育委員会の予算を執行しますが、会計の部分の評価する方など、こういった方にどれぐらいの人数でお願いしようと考えているのか、教えてください。

教育政策課長(稲野公一君) : その点についても、たいへん悩ましいところですが、昨年度の時点では、府下でも教育長協議会などでも20年度に入ってから各市の状況を見ながら取り組んではどうかとの程度で、20年度に入ってからすぐに取り組むようなものではなかったのですが、この時点で、近隣市にお尋ねすると、高槻市と吹田市は、3名の委員をお願いする様に当初予算で組んでいるとお聞きしましたし、大阪府でも、委員ご指摘のとおり、5名の委員を委嘱されることを決めておられるようです。本市についても検討したのですが、考えているのが、大学の教育学や教育の専門を研究されている先生を1名と、教育委員会事務局や学校の管理職経験者など、教育行政の経験者1名の計2名の方に、2つの立場から点検評価していただくのはどうかということです。ご指摘の箕面市そのものの予算の執行については、監査制度もありますし、行政評価として、全事業について、効果や成果、効率化などをトータルに評価して、翌年度の活動に反映して取り組んでいますので、今回の点検・評価については、教育活動そのものの効果や改善方策について、点検・評価をいただくとして、2つの立場から、教育委員会委員や教育委員会に属するいろいろな審議会の委員を受けていただいている方ではなく、それ以外の外部の学識経験者お2人をお願いしてはどうかと考えています。

- 委員(坂口一美君) : 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって、私のような保護者の立場の者が入ってくることになり、他の市町村でもだいたいPTAの役員経験者を教育委員として入れている状況になっていると思うのですが、外部評価に保護者の立場の方などを入れることは、考えていますか。

教育政策課長(稲野公一君) : 2つの立場と言うことですので、その中にさらに保護者であれば、非常にありがたいのですが、たぶんそれ

は難しいと思いますので、我が市は幸い、坂口委員がおられますが、他市では、実際に保護者が教育委員になっている場合はまれです。文部科学省の質疑応答集でもすぐに入れ替えてでも保護者を教育委員になっていたかなければならないのかとの質疑に対しての応答は、次の任期で交替の際にできるだけ速やかに保護者の方を入れるようにすればいいとの説明でした。教育委員には、保護者を入れることが義務付けられましたので、入っていただくことになりますが、それをさらに評価・点検をいただく学識経験者にさらに保護者を入れるのは、人数的な制約から考えますと、箕面市の場合は大勢で評価・点検していただくよりも、2人の方に両方の立場で審議いただくように考えていますので、さらに保護者を入れることは、考えていません。

- 委員（坂口一美君）： 2人である根拠はどこからですか。弾力性を持つてということですが。

教育政策課長（稲野公一君）： 1人でもよいと文部科学省の質疑応答集には書いてあります。評価するということですので、1人もしくは、2人と私は元々考えていました。監査委員も箕面市は2人です。市によっては、3人までいけるところもありますが。人数が多くなると、多数決や合議体のようになっていくますから、評価・点検いただく場合は、スタート時点では、あまり大きくならない方がいいのかなと思います。評価委員として多くの方をお願いするのは、現実的ではないと思いますので、当面は2人でスタートして、他市の状況や本市での評価の状況を見ながら、人を増やす方がより効果的であるということになれば、また考えていったらどうかと。2人でもお願いするのがなかなか難しいと思っていますので、2人でもお願いできたらと思います。

- 委員（坂口一美君）： いろいろな観点から見ていただくという意味では、もう少し評価委員がいた方がよいのではと思いますが、そこからスタートして、また考えるということですので、それについては、承知しました。

- 委員（白石裕君）： 一般行政では行政評価していますが、そのノウハウは箕面市でもありますね。学校もそうですが、行政サービスの評価は、非常に成果が見えにくいので難しい面が多々あるかと思いますが、関連するものも多いので、行政評価のノウハウを取り入れることも考えているかどうか。行政評価というものも難しいもので、クライアントの立場、つまりサービスの受け手の人たちの評価をどの様に取り入れているのか。学校評価だったら、子どもたちや保護者に聞いて

いますが、行政評価の場合は、箕面市の場合はどのように行っているかわからないのですが、単に内部や専門家だけでなく、実際にサービスを受けている人たちがどのような評価をしているか。厳しくなるのですが、そのあたりが必要なのではないかと思いますが、いかがですか。

教育政策課長（稲野公一君）： 行政評価の場合は、プラン・ドゥ・チェック・アクションのPDCAサイクルをより確実に、よりスパイラル的に回していき、よりよいもののために結果をふまえて改善していく活動が行政評価という考え方で、その中で特に財政面での効率化が大きな要素になっていると思います。特に行政改革の取組の一環として、行政評価が、全国的に流行みたいになって、どの市も取り組まれていることもあります。また、同じ費用をかけるのであれば、より高い効果を出す。同じ効果であれば、できるだけコストを下げるということです。同じコストをかける場合は、より満足度を高いものに変えていくために、市民満足度アンケートというものを行政評価の取組の一環として行っており、アカウンタビリティ（説明責任）や情報公開をさらに一步踏み出して、いろいろなことに対して、毎年のように定期的に市民の満足度やご意見をお伺いすることも、行政運営の一環として市でも位置付けられており、アンケートの中に教育についての項目もあります。毎年、新たにお聞きする項目を追加してほしい場合は連絡するようと、庁内での照会もあります。全市民から見れば、学校に関わりのある市民が少ないので、学校施設の満足度は非常に低いということもあります。生涯学習や子ども施策などいろいろな面に対して、市民の満足度を一定把握しながら、次の施策に反映する形で行政評価は取り組んでいます。今回の教育委員会の点検・評価については、ものによっては、アンケートを活用するなどということもあろうかと思いますが、基本的には、外部の委員から、学識経験者という立場から教育行政についてのご意見をいただいたり、意見交換を行うことで、よりよいものに、さらに改善していくことを考えています。教育活動だけでクライアントの聞き取りをすとか、新たな費用をかけて調査することは、今回は考えていません。

○委員長（小川修一君）： 新しい取組となるでしょうが、箕面市が先んじて行うことの議論もあるかと思いますが、やらねばならないことですので、一定の方針を固めたら、それを進めていくべきだと思います。しかし、周りの様子も気になります。昨日、大阪府都市教育委員会連絡協議会の役員会に出席して、この件についてそれとなく伺ってみま

した。とまどっているというのが、各委員長の状況のように受け止めました。外部の評価の内容もさることながら、人件費が発生するということで、あらかじめ、このための費用は取っていないと思います。そうすると補正予算を申請しなければならないということも、ネックになるのではないかとある委員長はおっしゃっておられました。本市での予算については、どのように考えていますか。

教育政策課長（稲野公一君）：本市も当初予算の時点では、そこまで考えが及びませんでしたし、もう少し先でも間に合うかと思っていましたので、費用は確保できていませんでした。9月議会に報告する形で、冊子を作成したり、外部の先生にお願いしたりということになりますと、6月議会で認めていただいて、9月までに冊子を作成することしか方法はありませんので、何とか、6月議会で補正していただくように手続きしていこうと考えています。

○委員長（小川修一君）：ぜひ、この趣旨や我々の姿勢を議会でご了解いただいて、裏付けるものを確保したいので、具体的な事務手続き等は、事務局でご苦勞を願うのですが、このことについては、是非お願いしておかなければ、絵に描いた餅になってしまうので、実現するためには、それなりの準備を必要とすると思います。方向性としては、先ほどからの説明を総括して、法に対して対処していきたいと思います。両委員もその方向性で意見をいただきましたので、その点をくみ取った上で、時間的余裕はないのですが、進めていきたいと思います。

○委員長（小川修一君）：他に何かありますか。

○教育次長（重松剛君）：先ほどの学校給食の件について、思いが強すぎたため、間違っって申し上げました。栄養士の全校配置は、府内では、箕面市だけと申しましたが、八尾市もそうでした、2市のみとなっています。

○委員長（小川修一君）：他にありませんので、これをもちまして、平成20年第5回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後3時54分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長 小川 修一

委員 白石 裕